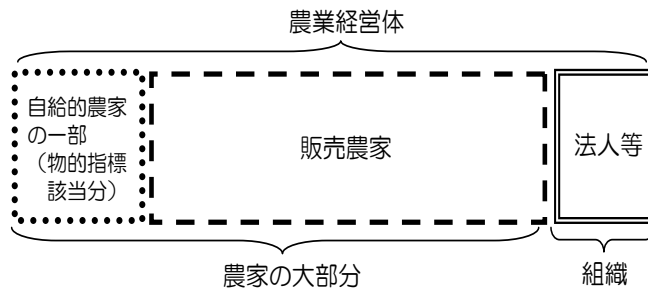


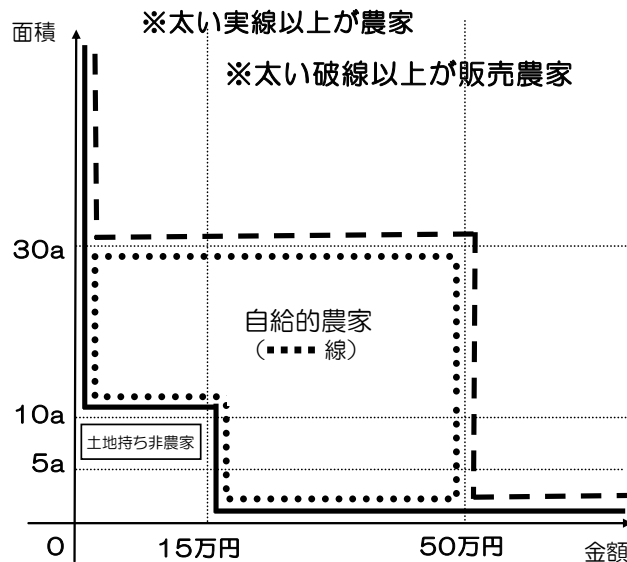
用語の解説

農林業経営体	「調査の概要 6 調査対象—農林業経営体の定義」参照
農業経営体	「農林業経営体」のうち、「調査の概要 6 調査対象—農林業経営体の定義」の(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	「農林業経営体」のうち、「調査の概要 6 調査対象—農林業経営体の定義」の(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農家(参考1・2)	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。
販売農家(参考1・2)	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家(参考1・2)	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家(参考2)	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

(参考1) 農業経営体と農家の区分

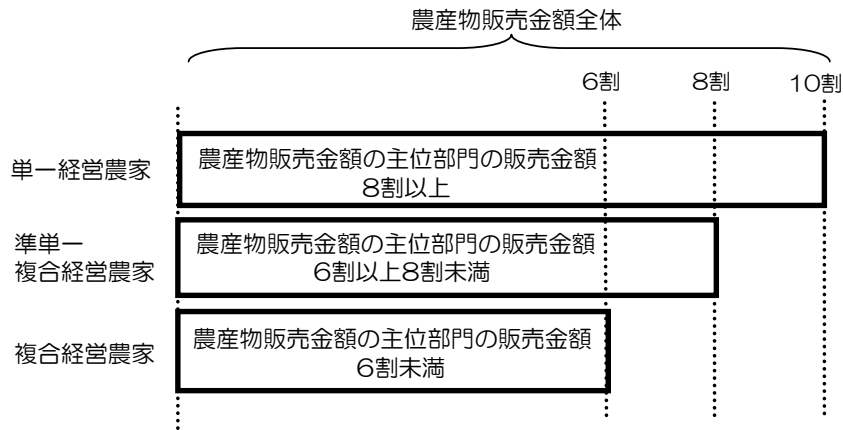


(参考2) 世帯として定義される農家



単一経営農家(参考3)	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。
準単一複合経営農家(参考3)	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。
複合経営農家(参考3)	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。

(参考3) 単一・複合経営農家の区分



主業農家(参考4)

農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

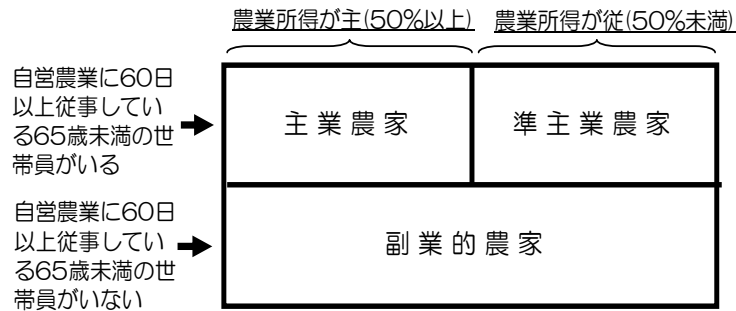
準主業農家(参考4)

農業所得が従(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家(参考4)

1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。

(参考4) 主副業農家の区分



専業農家(参考5)

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

兼業農家(参考5)

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家(参考5)

農業所得を主とする兼業農家をいう。

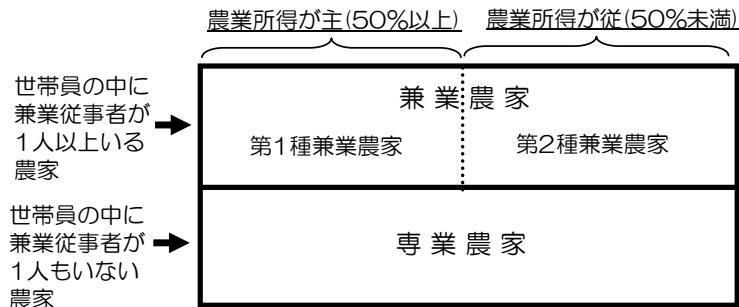
第2種兼業農家(参考5)

農業所得を従とする兼業農家をいう。

兼業従事者(参考5)

調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者をいう。

(参考5) 専兼業農家の区分

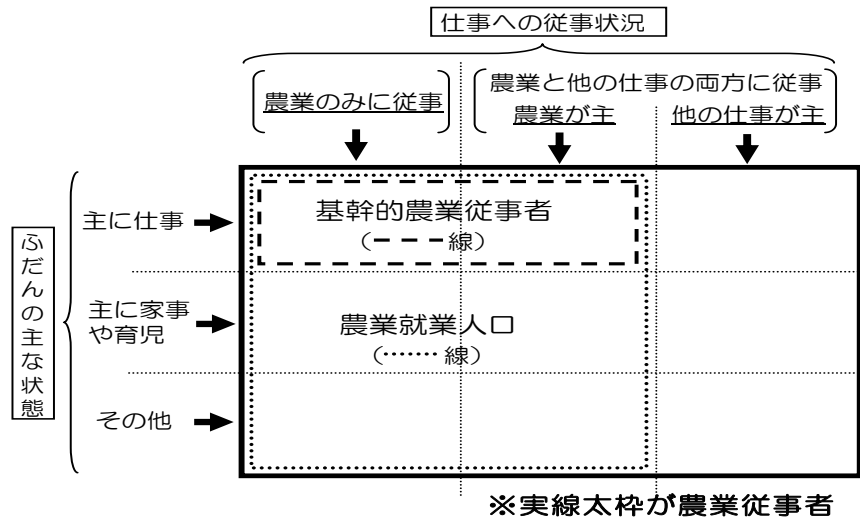


農業専従者
 農業従事者（参考6）
 農業就業人口（参考6）

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。

基幹的農業従事者（参考6）

（参考6）世帯員の就業状態区分



農業経営者
 農業後継者
 生産年齢人口
 農事組合法人

その世帯の農業経営に責任を持つ人をいう。
 15歳以上の者で次の代で農業経営を継承することが確認されている者をいう（予定者を含む。）。

株式会社
 合名・合資会社
 合同会社
 相互会社

15～64歳の者をいう。
 農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

農協

会社法に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。

森林組合

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

その他の各種団体

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

その他の法人

保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

地方公共団体・財産区

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業共同組合、農業共同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社もここに含める。

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

$$\text{経営耕地} = \text{所有耕地} - \text{貸付耕地} - \text{耕作放棄地} + \text{借入耕地}$$

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。

保有山林

農林業経営体が所有している山林のうち、貸付林（他に分収させている山林を含む）を除き、借入林（他人の土地に分収している山林を含む）を加えたものをいう。